



二十六年二月七日再び身柄を拘束されたところ、同月二十日に静岡地方裁判所浜松支部に対し勾留理由の開示を申し立てたので、同支部は同月二十一日の公判期日に右申立によりその理由を開示したことが明らかである。しかれば、これと同一の勾留につきさらに同年三月二十七日附をもつてなした抗告人の本件勾留理由開示の請求は、これを許すべきでないこと明白であつて、これを却下した原決定はその結論において至当であり、なんら所論のように憲法その他の法律に違背するところはないから、本件抗告はその理由がないものとして刑事訴訟法施行法第二条旧刑事訴訟法第四百六十六条第一項によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

(裁判長判事 大塚今比古 判事 早野儀三郎 判事 中野次雄)